

「最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口」

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

利用費用	無料
対応内容	<ul style="list-style-type: none">○窓口相談○電話相談○専門家（社会保険労務士）派遣による相談対応 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><ul style="list-style-type: none">◆ 賃金・退職金・労働時間制度の見直し◆ 就業規則（賃金規程等）の改正◆ 高齢者・有期労働契約者雇用◆ 労働安全衛生・メンタルヘルス対策 など</div>
受託者	愛知県社会保険労務士会（厚生労働省委託事業）

○愛知県最低賃金総合相談支援センター

開設場所	名古屋市熱田区三本松町 3-1 愛知県社会保険労務士会館 1階
開設日	平日（祝日等を除く）
開設時間	9時～12時・13時～17時（受付は、16時30分まで）
電話番号	フリーダイヤル 0120-868-604 ・ 直通電話 052（881）1810

○豊橋相談室

開設場所	豊橋市花田町字石塚 42-1（豊橋商工会議所）
開設日	○経営相談（原則、第1・第3火曜日） ○労務相談（原則、毎週木曜日） ※ 一部変更又は開設しない日がありますのでご注意ください。 （開設日は、ホームページ（ www.aichi-sr.or.jp ）で確認できます。）
開設時間	9時～12時・13時～17時（受付は、16時30分まで）
電話番号	電話 0532（53）7211（豊橋商工会議所） ※豊橋商工会議所職員が応答しますので、総合相談支援センターへの取り次ぎを申し出下さい。